

生環甲達第4号
平成31年3月27日
〔改正 令和3年1月12日〕
生環甲達第2号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

銃砲刀剣類発見届取扱要領の制定について

銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令（平成28年福井県警察本部訓令第31号）第49条に規定する銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の手続について、別添「銃砲刀剣類発見届取扱要領」により実施することとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、銃砲刀剣類発見届取扱要領の制定について（平成28年生環甲達第9号）は廃止する。

銃砲刀剣類発見届取扱要領

1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規程による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る取扱手続を定めるものである。

2 発見届の受理

- (1) 署長は、この要領に基づき発見届を受理するときは、古式銃砲・刀剣類発見届（別記様式第1号。以下「発見届」という。）を発見届出人に交付し、必要事項を記入の上、銃砲刀剣類と共に提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、銃砲刀剣類ごとに古式銃砲・刀剣類発見届出済証（古式銃砲・刀剣類登録通知書）（別記様式第2号）を作成して発見届出人に交付し、住所地の所在する都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例に定めるところにより当該都道府県の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては担当知事部局。以下同じ。）に登録申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) 署長は、(1)により発見届を受理したときは、古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書（別記様式第3号）を、生活環境課を通じて福井県教育委員会に送付すること。
- (3) 生活環境課長は、都道府県教育委員会から審査の結果が通知された場合は、発見届を受理した警察署に回付し、これを受けた警察署においては、発見届と共に暦年で5年間保存すること。
- (4) 署長は、発見銃砲刀剣類処理簿（別記様式第4号）を整備し、発見届の受理及び発見された銃砲刀剣類の処理状況を記載すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示する等、適切な対応に努めること。
- (2) 発見届は、発見時の状況の分かる責任ある者が発見者に代わって行うことも差し支えない。
- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合は、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (4) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、都道府県教育委員会に委ねること。
- (5) 必要やむを得ない場合を除き、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (6) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができ

ないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。

- (7) 都道府県教育委員会と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなど所要の措置を講じること。

(別記様式省略)